

令和2年第2回（5月）上牧町議会臨時会会議録

議事日程

令和2年5月13日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第1号 専決処分報告について
上牧町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 4 報第2号 専決処分報告について
上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 報第3号 専決処分報告について
上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 6 報第4号 専決処分報告について
上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 7 報第5号 専決処分報告について
上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 報第6号 専決処分報告について
上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 9 報第7号 専決処分報告について
令和2年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について
- 第10 議第1号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について
- 第11 議第2号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について
- 第12 議第3号 小中学校トイレ改修工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

第1から第12まで議事日程に同じ

追加日程第13 議長の辞職の許可について

追加日程第14 議長選挙について

- 追加日程第 1 5 副議長の辞職の許可について
- 追加日程第 1 6 副議長選挙について
- 追加日程第 1 7 常任委員の選任について
- 追加日程第 1 8 議会運営委員の選任について
- 追加日程第 1 9 常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について
- 追加日程第 2 0 議席の変更について
- 追加日程第 2 1 議員の派遣について
- 追加日程第 2 2 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選出について

出席議員（12名）

1番	牧 浦 秀 俊	2番	東 初 子
3番	上 村 哲 也	4番	木 内 利 雄
5番	竹之内 剛	6番	吉 中 隆 昭
7番	富 木 つや子	8番	康 村 昌 史
9番	遠 山 健太郎	10番	石 丸 典 子
11番	東 充 洋	12番	服 部 公 英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	今 中 富 夫	副 町 長	西 山 義 憲
教 育 長	松 浦 教 雄	総 務 部 長	阪 本 正 人
総 務 部 理 事	中 川 恵 友	都 市 環 境 部 長	杉 浦 俊 行
住 民 福 祉 部 長	青 山 雅 則	水 道 部 長	中 村 真
教 育 部 長	塩 野 哲 也	総 務 課 長	山 下 純 司
税 務 課 長	松 井 良 明	保 險 年 金 課 長	井 上 弘 一
教 育 総 務 課 長	丸 橋 秀 行		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山 本 敏 光	書 記	山 口 里 美
書 記	横 田 大 樹		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和2年第2回上牧町議会臨時会を開会いたします。

本日、臨時会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（服部公英） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（服部公英） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和2年第2回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には早朝よりお集まりをいただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大変ご不便をおかけし、その防止対策にご協力をいただいておりますことに、改めてお礼と感謝を申し上げます。

全国的に拡大する新型コロナウイルス感染症に対しまして、4月7日には東京都をはじめ7都府県に緊急事態宣言が発令され、4月16日には対象地域が全都道府県に拡大。その後、5月4日には、緊急事態宣言が5月31日まで延長されることが決定されました。上牧町におきましては、幸い感染者は確認されておりませんが、4月8日に上牧町新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げまして、国の基本的対処方針に基づき、幼稚園、小・中学校の臨

時休業や公共施設の利用休止、イベント等の中止など、感染拡大の防止に努めてきたところでございます。現在、感染拡大防止の観点から、町民の皆様には不要不急の外出自粛のお願いをさせていただいているところでございます。新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供につきましては、町民の皆様のお安心安全な生活を守るため、奈良県北葛城郡4町としっかり連携を図りながら適切な情報提供に努め、全職員一丸となって対応に努めてまいりたいと考えております。

本日提出しております議案につきましては、条例関係や補正予算の専決処分報告が7件、補正予算が2件、工事請負契約の締結が1件の合わせて10件を提出いたしております。主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策として感染症に感染した被用者等に支給する傷病手当金、日本にお住まいの全ての方へ10万円を支給する特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、感染症予防対策事業など、緊急に支援を行うための条例改正や補正予算案となっております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議の上、承認、議決賜りますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。



◎議会運営委員会の報告

○議長（服部公英） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

吉中議会運営委員長。

（議会運営委員長 吉中隆昭 登壇）

○議会運営委員長（吉中隆昭） 6番、吉中隆昭です。

それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の令和2年第2回臨時会の議会運営委員会を、去る5月11日午前10時から全委員出席により本臨時会の議会運営について慎重に審議いたしました結果、議案審議につきましては、報第1号 専決処分報告について、上牧町税条例等の一部を改正する条例について、報第2号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、報第3号 専決処分報告について、上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、報第4号 専決処分報告について、上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条

例について、報第5号 専決処分報告について、上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、報第6号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、報第7号 専決処分報告について、令和2年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について、議第1号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について、議第2号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、議第3号 小中学校トイレ改修工事請負契約の締結について、以上の10議案については、委員会に付託せず本会議審議とすることに決しました。

また、会期は本日1日限りと決しました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

◇

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服部公英） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、木内議員、5番、竹之内議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（服部公英） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。



◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第3、報第1号 専決処分報告について、上牧町税条例等の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(山本敏光) 報第1号 専決処分報告について。

上牧町税条例等の一部を改正する条例については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長(服部公英) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(阪本正人) 報第1号 専決処分報告について説明いたします。

専第1号 上牧町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることから、上牧町税条例につきましても適用日までに条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり令和2年3月31日に専決処分させていただいたものでございます。

今回、地方税法等の改正で令和2年4月1日に施行された主な改正の内容といたしましては、大きく分けまして4つございます。まず1つ目でございますが、個人住民税での未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しがなされたことによる改正、2つ目が、固定資産税による所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への見直し、3つ目が、市町村たばこ税の課税免除の適用にあつて必要な手続の簡素化、4つ目は、法附則に関する地域決定型地方税特例措置(わがまち特例)に関する改正の見直しとなっております。

それでは、法改正に伴い改正いたしました上牧町税条例の内容について説明いたします。

具体的な内容といたしましては、第36条の3の2、第36条の3の3、第2条改正第3条につきましては、全ての独り親家庭に対し公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無、男性の独り親と女性の独り親の不公平を解消するための措置及び控除の見直しが地方税法上で見直されたことに伴い、所要の改正を行っております。

第36条の3の2の改正では、給与所得者の扶養親族申告書について、単身児童扶養者に関する規定を削除するものでございます。

第36条の3の3の改正では、年金受給者の扶養親族申告書について、同じく単身児童扶養者に関する規定を削除するものでございます。

次に、第54条改正では、固定資産税の納税義務者に関する改正で、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上に対応するための措置で、住民票や戸籍等の調査を尽くしても固定資産の所有者が1人も明らかにならない場合、事前に使用者に通知した上で、使用者を所有者とみなして課税することができる旨を規定した条文でございます。

第74条の3につきましては、新たに1条を追加されたもので、第54条と同じく、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上に対応するための措置に伴うもので、登記簿上の所有者が死亡し相続登記がなされるまでの間において、現に所有している者に対し、市町村の条例で定めることにより必要な事項を申告させることができる旨を規定する条文でございます。

この条文につきましては、令和2年4月1日以後の条例の施行日以後に、現に所有している者であることを知った者に適用することになります。

次に、第87条の改正では、地方税法の改正に伴う文言及び様式の番号改正、号の追加による改正でございます。追加する号は、軽自動車税についての申告がない場合は、売主に必要な事項を報告させることができる規定でございます。

次に、第96条の改正では、項の追加及び追加に伴う文言の改正、条ずれ改正で、市町村たばこ税について課税免除の適用を受けるための手続を簡素化するための改正でございます。

次に、附則第8条については、制度の期間延長に伴う年度改正でございます。

次に、附則第10条の2の改正につきましては、わがまち特例に関する項の削除及び追加による改正でございます。

まず旧第2項は、公害防止用設備に係る課税標準の特例が廃止となることから削除となるものでございます。

次に、旧第14項が削除となり、新しく第17項が追加になります。内容といたしましては、

再生エネルギーの利用拡大を目指す中で、水力発電設備の設置事業者の税負担を軽減するため、特例割合を見直し、期限を2年間延長するものでございます。

旧第23項は、認定誘導事業者が事業により土地を取得した場合の特例措置を定めたものですが、適用実績が僅少であるため廃止となり、削除するものでございます。

第25項は、近年の気象の急激な変化に伴う既存の盛土、構築物を保全する特例措置が追加されたことに伴う改正でございます。

また、その他の条文につきましても、文言の改正等を行っております。

附則では、第1条で、この条例の施行期日を法改正の施行と合わせて令和2年4月1日としております。

次に、第2条及び第3条では、町民税、固定資産税のそれぞれに関する経過措置を規定しております。

第4条、第5条及び第6条では、上牧町税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきましては、元号の改正を行っております。

以上の内容で専決処分させていただいておりますので、ご報告申し上げます。ご承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 10番、石丸典子です。

今回の上牧町の税条例等の一部改正ということで、タブレットに資料として税条例のナンバー1でポイント、今説明があった内容等、分かりやすく掲載されておりますので見させていただきましたが、固定資産税のところでお聞きをしたいと思います。所有者不明土地等に係る固定資産税の対応ということで、これまでは震災や風水害、火災などを理由に限定されていた使用者へのみなし課税が拡大されるということで、使用者を所有者とみなす制度の拡大ということで行われます。このタブレットの中の②番のところ、住民票や戸籍等の公簿上の調査等、調査を尽くしてもなお所有者が1人も明らかとならない場合というふうに書かれておりますけれども、正確には所有者が特定できない場合に限定されるという理解をしておりますが、それはその理解でよろしいですか。例えば、所有者が行方不明である、また、所有者が多数いるという場合はこれに該当しないと思いますが、その理解でよろしいでしょうか。所有者が特定できない場合に限定。

続けてお伺いしますけれども、それで、これは令和2年4月1日以後に所有している者からこの制度が利用されますけれども、町内の事例で説明をしていただきたいと思いたすけれども、既に所有者不明の土地ということで、これまでもいろいろご苦勞があるかと推測されるわけですが、所有者探索のための事務負担というのはかなりあると思いたす。この法改正では、課税の公平性、そして所有者探索の事務負担の軽減というこの2つの目的があると思いたすけれども、上牧町内の事例でどういふ事例があるのか。また、この条例改正によって使用者を所有者とみなすということで課税できる土地、固定資産税の対象地があるのかどうか。この3点で質問をします。よろしくお伺いします。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） まず1点目のお尋ねでございます。現所有者の認定ということで、認識につきましては議員ご指摘のとおりでいいのかなというふうに認識をしているところでございます。

それと、2点目の本町における所有者不明土地の現状についてでございます。それについて説明をさせていただきます。本町におきましては所有者が不明となっている土地につきましては、現時点で11件ございます。その理由ごとの内訳につきましては、相続放棄による相続人の不存在によるものが6件、所有者が法人となっている場合で当該所有者たる法人の解散等によるものが5件となっております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それで、課税できるかどうかということでの事務負担というのがいろいろ係ってくるかと思いたすけれども、この11件について使用者を所有者とみなすというよふな物件というか、箇所は存在するんですか。ありますか。これに当たる、対象となるのがあるかどうかということをお聞きしたいと思いたす。所有者が特定できない場合に限定されるということで、いろいろ調査もされているかのように推測されるんですが、かなりの事務作業だと思いたすけれども、その負担等と、それと課税できる物件があるのかどうかと。今の時点でご説明をお願いいたします。現時点での状況です。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） 現状におきましては、現所有者が不明となっている場合についての対応につきましては、戸籍と関係書類等を担当者が調査をさせていただいて明確にするということになってはいるのですが、当然、不明になって期間が経過している部分についての追跡につきましては、かなり困難が生じているのが実情でございます。その部分につきまして

も今回の改正を踏まえて、適格かつ公正に課税をさせていただくようにするための一助となるというふうには認識をしているところでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） ということは、使用されている所有者不明の土地等を使用されている事例があるということの理解でよろしいですね。それと、所有者が特定できない場合も含めてですけれども。それで、まず使用者不明土地を使用されている土地等があるのかどうか、その点はいかがですか、現時点で。まだ調査中というのであれば、それで結構ですが。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） つぶさにその辺の詳細なる事情を把握は今していないんですが、その部分で使用されている方がいらっしゃるという確認が担保できれば、この部分にとって処理をさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） お聞きをしておきますけれども、要は、税務課の担当者の負担軽減となるという観点からは逆ではないかなということで、事務量が増えるのではないかと心配するところですが、その辺についてはしっかり体制も整えられますようお願いしておいて、終わります。ありがとうございます。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

遠山議員。

○9番（遠山健太郎） おはようございます。9番、遠山健太郎です。

まず冒頭なので、先ほど町長からお話がありました、上牧町ではまだ感染者が出ていないということに関してです。上牧町は私が思うに、西名阪道を使いますと、感染が拡大してきます大阪府からの玄関口と言われている町だと思います。その安全安心をうたう上牧町がまだ感染者が出ていないということ、これはひとえに上牧町民の皆様の我慢と自粛のたまものであると思っています。この場をお借りしてお礼を申し上げるとともに、いましばらくの我慢をお願いしたいというふうに思います。

さて、報第1号、専決処分報告、上牧町税条例等の一部を改正する条例について、さきの石丸議員から質問がありましたけれども、固定資産税の納税義務者に関する改正について2点伺います。

まず1点目です。議案書の4枚目、上から7行目にあります第74条の3の改正についてです。この改正は、例えば、固定資産の所有者に相続が発生した際に、その相続人たる現所有

者に対し相続発生後3か月以内に町に対し申告書の提出を義務づけるといった、今までの相続手続にない新たに相続人に義務を課するという改正になっています。一方、ここには記載がありませんが、上牧町税条例の第65条に、申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し10万円以下の科料を科するとあります。いわゆる不申告に対する罰則規定が存在をしています。つまり、相続発生後3か月以内に相続人が町に対し一定事項を申告しなければ、10万円以下の科料が科される。まずはこの解釈で間違いがないか伺います。

そして、それが事実であれば、恐らくほとんど全ての固定資産をお持ちの住民の方々は、この改正により申告を義務化され、科料まで科される可能性があることを知らないと思いますので、かなりしっかりした周知が必要であると思います。しっかりとした周知方法、例えば、一般的な広報やホームページの告知だけでは知らない住民が続出する可能性もありますので、その周知方法を伺います。

2点目です。固定資産税は、ご存じのとおり町税です。住民の方々に納付をしていただき、町の財源となる大事な地方税です。一方で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、多くの住民の方々が困窮され必死に頑張っておられます。その中で町として何かできないかということで、さきの4月14日に固定資産税に関しての要望書を提出させていただき、町長名にてすぐに回答をいただきました。早急の対応を本当にありがとうございました。いま一度、この固定資産税について、町として納税猶予や納期の延長など、施策をどのように考えているかお答えいただきたいと思います。

以上2点、お願いします。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） まず、1点目の今回の改正に伴う現所有者の申告に関わる罰則規定についてのご質問でございます。今回の改正による現所有者の申告に際しましても、既存の上牧町税条例第75条の規定は適用すべきものであるという認識をしております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ということは、相続発生後3か月以内に所定の申告をしなかった場合には、科料に科される可能性があるという解釈だと思います。この3か月という期間ですね、ご存じかもしれませんが、相続放棄の申述受理期間が3か月、よく相続手続っていわゆる百か日と言いますが、より短い期間の中で亡くなった3か月以内に町に申告をしなければいけない。これ、なかなかできる手続でもないと思うんですね。今まで経験がないものです

から。なので、これをやはりきっちり周知をしてあげないといけないというふうに思います。
その辺についてはどうお考えですか。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） 当該不申告に対して罰則規定があるということを認識されている住民の方は少ないというふうに認識をしております。ただ、正当な理由がなく不申告となっている場合には、一定の罰則があることを広く周知し、申告を促すことが必要であると認識をしているところでございます。具体的な方法といたしましては、町広報、ホームページへの掲載、それと、固定資産税の納税通知書の中に例年同封をしております固定資産税のしおり等に掲載をさせていただくことで、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 今、課長が言われた最後の点、納付書が間もなく発送されることになると思います。そこに、しおりに書かれるとありましたけれども、本来であれば、今回こういう申告制度ができましたと。3か月以内に申告が必要になりますのでという周知をきっちりしてあげていただかないと、そんなん知らんよと。要は義務規定というのをやっぱり周知してあげないと、住民の方々は困ると思う。そんなことは知らなかったよという話になります。しかも今回、罰則規定までであるということなので、しっかりと周知をしていただきたいということだけ念を押してお願いしたいと思います。

では次、お願いします。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う固定資産税の納期の変更もしくは納税の猶予についてご説明を申し上げます。

過日、議員の方から要望書を出していただいて回答をさせていただいた内容と変わりはございませんが、このたびの感染症の拡大に伴う固定資産税の納期の変更につきましては、条例上、可能ではございます。ただ、その際、納付書における納期、納付書に納期を記載しているんですが、その訂正や納期の変更に係る住民への周知、口座振替の対応等、かなり処理すべき事務が膨大になるということでございますので、今回に関しては消極的な考えにならざるを得ないのかなという認識を持っているところでございます。

しかしながら、今回の事態により、納税に苦慮される方も少なからずおられるという認識から、納期の変更ということではなく徴収の猶予という形を運用することが現実的ではないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 今、課長からありましたけれども、14日に出しましたら15日に税務課から早速回答をいただきまして、それを受けてすぐ町長から返答をいただきました。まさにその内容でした。納税猶予の制度が実際ありますので、ただ、住民の皆さんはやっぱり固定資産税の納付通知書が来ましたら、今度5月31日が第1期の期限だと思うんですね、これ、払わなあかんのかなというのと納税猶予の制度が合致しない可能性があるんです。その辺りをしっかり手当てをしていただきたい。今話がありました正当な事由があったら猶予ができるということがあると思うので、その辺り窓口で相談に来られたら、ぜひ柔軟に対応していただきたいというふうに思っています。決して、固定資産税を減免してという話ではないです。本当は、住民の皆さん、それを望んでいるとは思いますが、現実的にそれが難しいのであれば、少なくとも5月末までの納付期限について相談があったときには、こういう猶予制度がありますよということの周知、この辺りをしっかり対応していただきたいと思います。いま一度お願いできますか。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） 納税の猶予については、徴収課が担当となるんですけども、税務というつながりの中で当課と徴収課の協力体制を構築させていただいて、個別の相談にきめ細やかな対応をさせていただきたいと考えております。また、納税の猶予に関しては一定の基準を設けることになるとは思われますが、当該基準を満たすことを証明する書類等の提出を求めることとなるのですが、一刻も早い猶予の決定に資するため、より簡便な方式を徴収課とも協議させていただきながら模索する必要があるのではないかとこのように考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） より簡便な方法を模索していただいているということと、そして、なおかつ猶予については税務課と徴収課、まさに課がまたがるんですけども、その辺りを緊密に連絡を取っていただけるということをお願いしたので、大変安堵しました。ぜひ、引き続きこれについてはお願いしたいと思います。もしよかったら部長、答弁をお願いできますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、税務課長の方から徴収猶予の件で回答をしていただきましたけど、1点だけ補足という形になるかもわかりませんが、地方税における徴収猶予の部分につきましては、4月14日に国から出ている部分があるんですけど、それを基に徴収猶予の制

度を準則みたいな形でさせていただいて、ホームページの方に掲載させていただいたという
ことはあります。その徴収猶予制度につきましても、今は新型コロナウイルス感染症の関係
で、そういうふうな部分で企業さんが廃止されてというふうないろんな問題等がございます。
先ほど課長の方から答弁がございましたように、個別にいろんなケースがございますので、
そういう部分につきましてはホームページ等でも掲載させていただいておりますので、税務
課と徴収課と協調性を図りながら、さらなる取組をさせていただきたいというふうには考え
ております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 部長、わざわざ答弁ありがとうございました。ぜひ皆で協働して対策
に当たっていただき、住民の方々が円滑にそういう猶予制度を活用できるようにお願いし
たいと思います。

私の方からは以上です。

○議長（服部公英） それでは、ほかにごございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） 私も固定資産税についてのことなんですけども、課長、覚えておられ
ますかね。私の一般質問の中で、お父さんが所有者であって、お父さんがお亡くなりなって
非常に長い期間お亡くなりになったままになっていると。ところが、相続をする方がいらっ
しゃるんですけども、誰が相続するかということが決まっていない。だからということで
猶予されているという例があったというふうに思うんですけども、覚えていらっしゃるでし
ょうか。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） はい、覚えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） この件なんですけれども、子どもさんなり相続される方がなかなか相
続するというふうな状況になっていないということで猶予されているんですけども、この
点については今回この条例改正によって、それも一応適用されるというふうな状況になるん
でしょうか。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） 今、議員おっしゃった事例につきましては、相続人の中でどなたが
相続をなさるのかということを決めあぐねておられるというような実情であると思います。

部分については、ここでいうところの所有者不明ということではなく、いずれどなたかがご相続をなさるといことになると思うんですけど、その辺もろもろの事情がありそれがうまく運ばないという実情があるということは認識はしているんですけど、基本的にはその相続関係者の中でどなたかが相続をなさってそれが登記に反映をされたら、当課といたしましても基本的に登記上の所有者に適正な課税ができるということにつながってまいりますので、ちょっとその部分については今回の範疇ではないのかなという認識をしております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） なかなか分かりにくい話で、かなりプライベートな話ですので明らかにはできないんですけども、分かりました。今回のあれとは違ういうんですけども、しかし、決まらない決まらないでずっとそのままでいって猶予しているという方が、今回のこの不明というところの部分よりももっと深刻な問題違うかなというふうに私は思っています。ですから、その辺はきちっと早いこと対処されるということが望まれる。でないと、ここで言うてる税の公平性というところから、決めなければ徴収できないなんていうことはかなり不公平な状況になっているのではないかなというふうに私は思っているんですけども、その点はいかがですか。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） 以前にお聞かせをいただいた内容で、詳細についてはあれなんですけども、基本的にこの部分については課税は保留はしておりませんで、課税は当然その現所有者、お亡くなりになった被相続人の方に課税はさせていただいておりますが、収納の状況までは確認はしていないんですけども、その中で相続人のどなたかに課税を変更するとなると、基本的に既得権ではないですけども町が課税をしているので、私が所有者ですとかいう形での誤解を招くおそれもございますので、その辺は慎重にならざるを得ないのかなと。行政といたしましては、当事者間で円満にご解決をいただくというのが一番筋かなとは思いますが、それができないもろもろの事情は十分に理解はしておるのですが、当課といたしましては現状、正当な相続人がお決まりでない状況にあつては、以前の被相続人の方に課税をしているということが現状でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。もう終わります。ということは、かなり年数がたっているというふうに理解しているんです。ですから、そのお亡くなりになった方のところに課税はしているというものの、多分町の方に税として入ってきていないのではないかなというふ

うに理解しているんです。ですから1回調べてもらえますか。どれだけの期間で幾らの滞納になっているのか。いや、そうではなくて納付されているということになっているのか。それ、調査して、私に教えていただけますか。いかがですか。

○議長（服部公英） 税務課長。

○税務課長（松井良明） この場で即答はあれなんですけど、個人情報という兼ね合いもございますので、その辺当事者に何らかの形で議員がご依頼をされてということであれば対応はできるのかなとは思いますが、今即答はできないということでご理解をいただけたらと思います。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） プライベートな話ですので、守秘義務とかそういうのも多分関わってくるのかと思うんですけども、しかし、私はそういうような状況がこれからもずっと続いていくということであるならば、税の公平性というところとは当てはまらないのではないかなというふうな考えを持っていますので、その辺だけを伝えて、そしたら終わっておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 報第2号 専決処分報告について。

上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和2年5月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 報第2号 専決処分報告について説明いたします。

専第2号 専決処分書、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

令和2年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、上牧町国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容についてご説明いたします。

上牧町国民健康保険税条例第2条第2項ただし書中の61万円を63万円に改め、基礎課税額に係る課税限度額を引き上げ、同条第4項ただし書中の16万円を17万円に改め、介護納付金課税額に係る課税限度額も引き上げます。これにより第23条中の61万円も63万円に、16万円も17万円に改めます。また、減額の基準について、同条第2号中の5割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額28万円を28万5,000円に、同条第3号中の2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額51万円を52万円にそれぞれ改め、減額措置に係る軽減判定所得の基準額を見直すものでございます。

この条例は令和2年4月1日から施行するものとし、令和2年度分の保険税より適用させるため、同年3月31日付で専決処分とさせていただきます。ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

富木議員。

○7番（富木つや子） おはようございます。7番、富木でございます。

今回の改正については、令和2年度からの国民健康保険税の賦課限度額、それとあと、軽減判定所得の改正がされているところだと思います。その中で今回お聞きしたいのは、このような改正になった背景と、それから、内容は今ご説明がありましたけれども、あと、その内容によって被保険者にとってどのような影響があるのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 今回の改正で、課税限度額の引上げにより高額所得世帯が3世帯増えることとなりますが、同時に軽減判定基準額も引き上げるため、5割軽減で19人、2割軽減で9人増えることとなりますので、中低所得者層におきましては便宜を図っている内容かというように考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今回の改正になった背景というのは、私もちょっと調べさせていただいたんですけども、これまでは高所得者であっても中所得者の方々であっても保険料の限度額の賦課限度額が同じである。高所得者であっても中所得者と同じような限度額になっていた仕組みがあるために今回この賦課限度額を引き上げたということで、その代わりにといいますか、その内容の中で軽減の判定所得も改正されましたので、中所得者の方々については限度額が上がっても、その方々は軽減の所得判定の方で優遇されるというか守られていくということで、今おっしゃいましたように中所得者の方々に配慮をされた今回の改正だと思ったんですけども、そのような判断でよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 今まさに、議員がおっしゃられたとおりの理解で結構かと思えます。

○7番（富木つや子） 分かりました。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 石丸典子です。

今回、国保税の税条例の一部改正ですけれども、今回の議案の中で新型コロナウイルス感染症の対応の議案も幾つかあるんですけども、国民健康保険税においても著しく収入が減った方と生活が困難になっている世帯等に対する国民健康保険税の徴収の猶予であるとか、

また、国保税の減免をぜひ考えてほしいということで要望もさせていただいたんですけども、この考え、予定等、どのような状況でしょうか。今回の議案の中では、これらは議案としては出てきていないんですけど、準備状況等をお聞かせいただきたいと思います。国保税の減免等、また徴収の猶予等の件についてお伺いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 国保税の減免の方に関しましては減免による規則の方で、国から詳細が来次第、随時対応させていただき予定しております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） そしたら、まだ届いていないということでしょうか。説明をお願いいたします。

○議長（服部公英） 保険年金課長。

○保険年金課長（井上弘一） 国からの通知でございますけれども、11日に国から通知がございまして、減免に係る内容について特別調整交付金と臨時災害特例交付金で国からの援助もございまして、あと、減免の基準も示されておりますので、これに沿いまして今から条例もしくは規則の改正を進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） お聞きをしておきます。ありがとうございます。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第5、報第3号 専決処分報告について、上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 報第3号 専決処分報告について。

上牧町介護保険条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和2年5月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 報第3号 専決処分報告について説明いたします。

専第3号 専決処分書、上牧町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものでございます。

低所得者の保険料の軽減については平成27年4月から一部実施を行い、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせてさらなる軽減強化を図るため、令和元年度において軽減幅の2分の1の基準を定めており令和2年度から完全実施となることより、本年3月に介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことを受け、条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容についてご説明いたします。

上牧町介護保険条例第2条第1項中の（平成32年度）を（令和2年度）に、同条第2項、第3項、第4項中の（平成31年度）から（平成32年度）までの各年度をそれぞれ（令和2年度）に改め、保険料額第1段階2万2,500円を1万8,000円に、第2段階3万4,500円を2万7,000円に、第3段階4万3,500円を4万2,000円にそれぞれ改正し、さらなる軽減措置を行うものでございます。

この条例は令和2年4月1日から施行するものとし、令和2年度分の保険料より適用させるため、同年3月31日付で専決処分とさせていただきます。ご承認いただきますよう、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

富木議員。

○7番（富木つや子） 富木でございます。

上牧町の介護保険条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

1点目は、今、部長の方から改正内容がございました。この軽減措置の強化については、消費税の引上げに合わせたさらなる軽減措置の強化だと思います。その中で対象者についてとこの軽減による影響額と、それから対象者の見込数についてお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） まず対象者ということでございますが、改正前が第1段階、第2段階、第3段階合計2,184人。これが改正後、2,275人。軽減対象人数が91人増えると見込んでおります。この条例改正によつての改正後の影響額でございます。これが1,031万2,500円の調定減を見込んでおります。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。その点では今おっしゃいましたように、1割、それから2割、3割軽減の方々がまたそれについては消費税が上がったということで守られていくというような形の判断をさせていただいて、金額的にもこの金額が新たに軽減となる保険料額ということで判断をしたんですけれども、その点はそれでよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） そのとおりで結構かと思つます。この影響額の1,031万2,500円、これの補填につきましては、資料にも掲載しておりますように国2分の1、県4分の1、町4分の1の割合で補填する形となります。

○7番（富木つや子） 分かりました。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。



◎報第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第6、報第4号 専決処分報告について、上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 報第4号 専決処分報告について。

上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 報第4号 専決処分報告について説明いたします。

専第4号 上牧町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、一般職の職員の給与に関する法律別表第四イ公安職俸給表（一）が改正されたこと及び民法の一部を改正する法律により法定利率が改正されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基準額及び障害補償年金前払い一時金等が支給される場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について改正が行われ、令和2年3月27日に公布され、令和2年4月1日から施行されます。このことから、上牧町消防団員等公務災害補償条例につきましても政令施行日までに条例の一部を改正し令和2年4月1日から施行する必要がありますので、緊急に処理を要

することから、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり令和2年3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、今回の改正について説明いたします。

第5条第2項第2号中、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額8,800円を8,900円に引き上げるものでございます。

附則第3条の4及び第4条関係の法定利率の改正につきましては、障害補償年金前払一時金等が支給される場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について、100分の5を事故発生日における法定利率に改正するものでございます。

別表中、非常勤消防団員等の補償基礎額については1万2,400円を1万2,440円に、1万3,300円を1万3,320円に、1万600円を1万670円に、1万1,500円を1万1,550円に、8,800円を8,900円に、9,700円を9,790円に改正するものでございます。

また、第5条関係及び別表関係についても所要の改正を行っております。

附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上の内容で専決処分させていただいておりますのでご報告申し上げ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第7、報第5号 専決処分報告について、上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 報第5号 専決処分報告について。

上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 報第5号 専決処分報告について説明いたします。

専第5号 専決処分書、上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症における傷病手当金の対応について、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例及び同条例施行規則の一部改正が令和2年4月10日に公布されたことに伴い、上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容についてご説明いたします。

上牧町後期高齢者医療に関する条例第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に広域連合が実施する傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を明記するものでございます。傷病手当金支給の適用期間が令和2年1月1日まで遡ることや早急な対応、条例整備等が必要であることから専決処分とさせていただきます。ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 石丸典子です。

奈良県広域連合の議会で後期高齢者医療の被保険者に対する傷病手当金の支給が決められたということで条例改正なんですけれども、この中で適用の期間が令和2年1月1日から令

和2年9月30日の間というふうに期間を限定されていますけれども、9月30日というふうに限定となったのはどういうことからかご説明をお願いしたいと思います。ちなみに、これに連動して国民健康保険の傷病手当金も9月30日というふうに規則で定められましたけれども、なぜ9月30日というふうに切られているのか、ちょっと疑問に思ったものですからご説明をお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 保険年金課長。

○保険年金課長（井上弘一） 9月30日というふうに国の方からは示されておりますけれども、これは当然状況に応じて延長もあり得るといような形で、示されたのは9月30日ですけれども、延長もあり得るといような形になっておるとい次第でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 後期高齢者の条例に関しては奈良県の広域連合の議会で決められたのに合わせていますから、これはこれでお聞きをしておきます。そのように9月30日、収束済みでありますからというのもあるんかもわかりませんが、何も限定しなくてもいいのになというので、令和2年度中というふうなことでもいいのかなと思ったものですから、お聞きをしておきます。結構です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第8、報第6号 専決処分報告について、上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 報第6号 専決処分報告について。

上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和2年5月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 報第6号 専決処分報告について説明いたします。

専第6号 専決処分書、上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症における傷病手当金の対応について、令和2年3月10日に国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾として国民健康保険などの被用者に傷病手当金が支給されるとの記載が盛り込まれたことを受け、上牧町国民健康保険条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容についてご説明させていただきます。

上牧町国民健康保険条例の附則1項、2項の次に、新型コロナウイルス感染症関連の条文を6項追記いたします。

3項につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染者または発熱等で感染が疑われる方といった対象者及び労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間といった支給要件についての条文となり、4項につきましては傷病手当金の支給額について、5項につきましては支給期間の期限について、6項につきましては新型コロナウイルス感染症に感染した場合においても給与等を受けることができる方に対する傷病手当金の支給額との調整について、7項、8項につきましては本来事業主が支払うべき給与等が全部または一部支払えなかった場合の取決め等についての条文となっております。

内容説明は以上でございます。傷病手当金支給の適用期間が令和2年1月1日まで遡ることや早急な対応、条例整備等が必要であることから専決処分とさせていただきます。ご承

認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第9、報第7号 専決処分報告について、令和2年度上牧町一般会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 報第7号 専決処分報告について。

令和2年度上牧町一般会計補正予算（第1回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和2年5月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 報第6号 専決処分報告について説明いたします。

専第7号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第1回）につきましては、緊急に処理を

要するため地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和2年4月27日に専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）において、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要があり、医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならないと示され、このため感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うための関係費用、また、新型コロナウイルス感染症拡大により学校が休業となっており授業ができないため、オンラインでの授業を行うためのホームページ改修費用を調整させていただいたもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22億5,645万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億6,203万7,000円とさせていただいたものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細につきまして説明させていただきます。

まず歳入につきましては、説明書4ページ、款国庫支出金、項国庫補助金、目総務費国庫補助金で、特別定額給付金給付事業費補助金で22億2,120万円、給付事務費補助金で2,798万2,000円、合わせて22億4,918万2,000円増額計上しております。同じく目教育費国庫補助金の教育支援体制整備事業費交付金につきましては、感染症拡大防止対策事業として上牧幼稚園1か所分50万円を増額計上しております。また、学校給食食費返還等事業費補助金につきましては、学校給食臨時休業対策による補助金249万4,000円増額計上しております。

款繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の調整として財政調整基金から427万4,000円を繰り入れております。繰入れ後の基金残高は8億1,173万6,000円となっております。

次に、歳出につきましては、6ページ総務費、項総務管理費、目特別定額給付金給付事業費につきましては、迅速かつ的確に家計への支援を行うための関係費用22億4,918万2,000円を増額計上しております。款消防費、項消防費、目災害対策費では、マスクや消毒液などの感染症防止対策費用として300万円増額計上しております。

款教育費、項教育総務費、目事務局費では、学校の臨時休業に伴い学習保障として、各家庭で動画を使って学習するオンライン学習の実施のため整備を行うオンライン授業特設サイト作成業務委託料38万5,000円増額計上しております。学校休業に伴う給食中止により業者へ

の支払いをするため、給食会計への補助を行う学校給食費返還等事業助成金332万6,000円増額計上しております。また、感染症予防対策として必要な費用55万7,000円を増額計上しております。

以上の内容で専決処分をさせていただいておりますのでご報告申し上げ、ご承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 報第7号 一般会計補正予算（第1回）専決処分報告について、私の方から2点質問させていただきます。

1点目、歳出7ページです。款2総務費の説明欄の職員人件費、時間外勤務手当200万円について内容を伺います。

続きまして、同じページの下、款8教育費、説明欄事務局費、オンライン授業特設サイト作成業務委託料38万5,000円について、タブレットに資料を提供していただいておりますが、その資料を使って内容の説明をお願いします。

以上2点お願いします。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） まず予算書ページ7ページの職員人件費、職員手当の時間外勤務手当につきまして説明させていただきます。この部分につきましては職員の時間外の超過勤務手当の枠取りで200万ということを、時間外勤務手当の方を枠取りさせていただいた200万円でございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 今、総務課長の方から時間外勤務手当の枠取りというご説明がありました。今回のこの件につきましては、特別定額給付金に関するものだと思いますけども、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の件で職員の方々の負担がかなり多くなっていると思います。改めてここで感謝をしたいと思います。本当にありがとうございます。

今回の補正、今お話をしましたとおり特別定額給付金事業に関する増加ですが、恐らく新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにほかの事業でも他の部署でも、職員の方々の負担が多くなっていると思います。例えば、この塩ビのやつにつきましても、事務局の皆さんにご苦労いただいたと思います。今後、こういう形でしっかりとした手当の支給と、あと、私

個人的にいつも思うんですけども、体もそうですが心のケアもこれから多分必要になってくるのではないかなと思います。その辺りはしっかり今後も対策していただきたいと思いますが、その辺りいかがですか。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） 今、遠山議員が言っていたように職員のケア等も十分対処しながら、町長も言っておられましたように、コロナ対策におきましては町職員一丸となりまして対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ぜひお願いします。改めて、心からお礼を申し上げたいと思います。ぜひ頑張って一丸となって乗り越えていただきたいと思います。

では、続きまして教育費の件、お願いします。

○議長（服部公英） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸橋秀行） それでは、教育費、事務局費のオンライン授業特設サイト作成業務委託料についてのご説明をさせていただきます。資料を基にご説明をさせていただきます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために5月31日まで臨時休業を行っているところでございます。その際、新型コロナウイルス感染予防対策の一環といたしまして、各ご家庭で動画を使って学習できるオンライン授業の取組を行っているところでございます。動画配信は上牧町のホームページを利用して行っているところでありまして、そのサイトの作成が必要となりますのでその費用を計上させていただいているところでございます。その内容といたしましてはホームページの特設サイトを設置する、ユーチューブのチャンネル作成、あと、授業動画の部分についての委託料の費用という形になっているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 今、課長の方から説明いただきました。昨日よりユーチューブで配信されています。私も早速、小学校1年生から6年生、中学校1年生から3年生、全ての動画を一つ一つ見させてもらいました。いろんな意見がありまして、各学年1教科に絞って時間も限られた授業で遅れを取り戻せるのかという意見もあると思いますが、私からするとこの動画を拝見して、画面上には先生の顔が実は出ていないんですけども、作成された画面の向こう側にいる先生方のご尽力とかご苦勞、あと心意気といいますか、心から敬意を表したい

と思います。本当にありがとうございます。ようやくこの配信が始まりました。一日も早い収束を迎えて学校再開を望みながら、当面、今月末まではこのオンラインの発信になっていくと思います。発信したばかりなんですけども、これから2週間余りこの動画配信授業をどう展開していくのか。もし今現在でお考えがあれば、教えていただけますか。

○議長（服部公英） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸橋秀行） 現在、5月31日まで休業をしているところでございまして、5月31日までの授業の部分を今後また動画を作成させていただきまして、追加でホームページにアップさせていただくという考えでございまして。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ぜひお願いしたいと思います。せっかくサイトを立ち上げたので、5月末で解除になった後にはこれが多分なくなってしまうかもしれないんですけども、これ、1つ提案といいますか、今日朝、朝日新聞のデジタル版でニュースが出たんですけども、全国の自治体の9割が夏休みの短縮を検討しているという数字ばかりが出まして、実はこれ、記事を読みますと母体が121自治体なんです。全国の都道府県と政令指定都市だけなんです。その中での9割が夏休みの短縮を検討しているとなると、上牧も短縮するのというふうに話題になってしまうんですけども、その議論が僕は早急だというふうに思っています。ただ、夏休みが仮に通常どおりあったとしても、このオンライン授業というのを活用することによって、要は夏休みの子どもの学力の補助ということでも有効に活用できるかなと思うので、5月の末で終わり、これでおしまいではなくて、そういう意味では臨機応変に、多分教育委員会で当然考えていただいているとは思いますが、その辺りも含めて検討をこれからもお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（服部公英） 教育総務課長。

○教育総務課長（丸橋秀行） その部分につきましても、今後、教育委員会内で協議をさせていただきながら使用させていただこうという考えでございまして。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） ぜひお願いします。改めまして、私は教職といいますか、教員の場に立ったことはないんですけども、恐らく先生方は子どもたちの息遣いを聞きながら授業をしたいというふうに心から願っていると思います。その中で動画の向こう側でしゃべっている先生の心を思うと、何とも言えない気持ちになるんです。なるんですけども、引き続き動画配信をしていただきながら子どもの心のケア、先生の声が聞こえるだけで子どもたちです

ごい安心すると思うんです。先生方は大変だと思いますけどもぜひお願いしたいと思いで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 石丸典子です。

1点お伺いいたしますが、歳出の消防費のところでは災害対策費として300万円計上されてはいますが、これは本来なら備蓄品の観点で計上されている項目かと思うんですけれども、4月22日の議員懇談会の際の説明では町独自の施策として幾つか上げられました。例えば、妊婦さんへのマスクの配布であるとか、それとの関連はどうか。備蓄の消耗品ということで、消毒液、手袋、ガーゼ、感染防止着、マスク等ということで資料等で上げられてはいますが、これは備蓄の観点での計上でしょうか。配布をする。その説明をお願いしたいと思います。災害対策費ということで上げられてはいますが、お願いいたします。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） 今、石丸議員のお聞きのコロナウイルス感染症対策資材、備品の購入につきまして説明させていただきます。

先ほどマスクにつきまして、妊婦さんのマスクの部分でお聞きだと思いますが、この部分につきましては、備蓄備品を使いまして妊婦さんに支給させていただいた部分でございます。今後もこういうふうな対応を取っていきたいという観点がありまして、今後もこういうふうな備蓄をさせていただきたいということで、今回300万円というふうな形で歳出の方を上げさせていただいたということでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 項目が災害対策費のところでは上がっておりますのでなかなか分かりにくいんですが、一昨日の議会運営委員会の際に議案説明等があり、その中でこの5月1日に国の事務連絡による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのがありますよということで、上牧町にも1億を超える交付金が下りるというふうな説明があったようです。私も少し調べてみますと、これは令和2年4月からの事業ですので、既に予算化されている事業もこれに充てることができるということになっております。ちなみに今回の補正額300万円は一般財源で計上されてはいますが、これもその新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業として上げることも町の事業計画をつくれれば可能だというふうな理解をしたんですけれども、そういうふうな町独自の事業として上げる項目として上

げられるのではないかと思いますけれども、今後そのような交付金の活用に財源の振替を行うことも可能だと思いますけど、この点はいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） 今お聞きの臨時交付金の部分につきましては、今、各課、各部から事業を出していただきまして、後日行われます第3回臨時会におきましてまた改めて予算計上を考えているところでございます。今回のこの部分につきましても補助の対象にはなるかと思いますが、今のところまだ現状ははっきり分かっていない部分がございますので、改めまして次の臨時議会におきまして予算を計上させていただきたいと考えておりますので、その節はよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 町としてもできる限りの予算を使ってやられるという姿勢はよく分かりますけれども、このような地方創生の臨時交付金も十分活用されるよう検討をお願いしたいと思います。ちなみに、さきの議員、遠山議員が質疑されたオンライン授業の委託料等も、これもたしか一般財源でなっておりますけれども、これらも地方創生臨時交付金の活用も含めて、財源についてはそういう国からの交付金を十分活用できるよう検討、また調査をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

東議員。

○11番（東 充洋） 私も2点なんですけども、1点は早々とこれを配布いただきまして、ありがとうございました。これが始まる前に少し町長と雑談をしたんですけども、私どもの片岡台3丁目ではたくさんのチラシが郵便受けに入るんです。一軒一軒これを配られているんですけども、お年寄りには分からずにチラシと一緒に捨ててしまうんじゃないかなという心配があるんです。昨日入りましたのでどういう状況になっているかというのは把握はできていないんですけども、そのような状況はここに詳しく書かれていますので、特定定額給付金のお知らせときちんと書いていただいているんですけども、この上に例えば、上牧町からの重要なお知らせとか、そういうようなインパクトがあるものを少し入れていただいたらすぐに目につくかなというふうに思ったんですけども。やはりこれ、周知徹底するために配布していただいたものだというふうに認識しているんです。ですから漏れのないように、例えば、全部終わってからかどうかは分かりませんが、こういうものを各戸に配布させ

ていただきました、よくお読みくださいぐらいの町内放送も入れておいた方がいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） まず、1点目の上牧町というのを分かりやすく入れるということでございます。その辺はまた今後入れさせていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。このお知らせ部分につきましては、月曜日から随時シルバー人材センターを通じまして各戸に配布させていただいた部分でございます。それと今、放送でお知らせということでございます。その部分、住民さんに分かりやすいように放送等をさせていただきたいと考えておりますので、またその部分を検討させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ぜひ検討をいただければというふうに思います。

もう1点、これは議案には関わりがないんですけども、災害のところなんですけれども、台風1号が発生したというふうに報道されているんですけども、台風だけではなくて地震なりいろんな災害があると思うんですけども、そのときに町の方に提案があればということで一応出させてもらってはいるんですけども、例えば今の時期ですので三密をどう対応するのかとか、そのようなコロナに対する対応策というのは、施設ですね、そういうところでの対応はどのようにお考えになっているんでしょうか。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） 災害時の避難所運営の部分だと思います。夏、体育館等におきましては、今後、臨時交付金等を活用させていただきまして、案なんですけども間仕切りができるようなテントの購入を考えているところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ぜひ考えていただいて、ここでも町長は財源には1億にかかわらず必要な部分はというふうにおっしゃっておられたわけですので、このところも対策の部分に十分考慮していただいて計画をしていただいて、安全を図っていただけるような避難所にさせていただきますように、ぜひお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

富木議員。

○7番（富木つや子） 富木でございます。

予算書7ページ、18の特別定額給付金の約22億の分、その定額給付金の中で事務手續について、この際ですので3点だけお聞きしたいと思います。

それから、次の8ページ、18の負担、補助及び交付金の中の学校給食費の返還事業助成金ですが、この中でタブレットにも資料を示していただいておりますけれども業者に対しての返還事業だと思いますが、この中で学校側との事業者間での契約書であったりとか、それからそれに当たるようなもの、証明であるとか、また実態的なことで判断するのか、そのところ辺、具体的にどのような事務、契約関係とかそういうことをどのように判断されてこの業者にという形になったのかお願いをいたします。

給付金については3点ですが、原則は世帯主にこれは支払いがされるということですが、配偶者というのはどこまで判断をされるのか、そこら辺のことと、それから、あと、DVの場合は、配偶者以外の親族から暴力を振るわれている場合はシェルターであるとか、いろいろ保護施設等に送られるということになっているんですけども、DVの申請ができますが、家に住んでてDVを受けた者が家を出ていったと。その家に世帯主がいて、その家を出た本人はDVの被害の申出ができるのかできないのか、そこの辺りを教えていただきたいと思えます。

それからもう1点は、先日の議員懇談会でもありましたけれども、世帯主が障害者であったりとか体が不自由であったり、要は自分で申請できない場合は代理申請ができますよということでお話をさせていただいたんですが、代理申請というのはどういうふうなところまで認められるのか。また、申請するには本人との信頼関係も必要ですし、提出書類が要るのかどうか、その辺りも住民さんからのお問合せもありましたので、この3点についてお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） まず今回の定額給付金につきましては、申請者はまず原則世帯主になっております。配偶者等も申請できるのかということだと思っておりますけども、基本、世帯主に申請をお願いしているところでございます。代理になりますと、世帯主との関係を証明する書類等を添付していただくこととなりますので、配偶者におきましては証明できるものをつけていただくような形になりますので、世帯主が原則ということをお願いしたいと思っております。

それと、2点目のDVにおきましては住所地におきまして支給の対象になりますので、添付書類等におきましてはDVになられました措置状の写し等がありましたらそれも添付して

いただくとかいうような形で、申出書をまずお受けするという形になります。それによりまして、住民票をお持ちの市町村に世帯主に入っておられる配偶者の方の支給を停止しまして、今住んでおられる住所地におきましてご本人さんに支給する、また子どもさんもおられましたら同じように支給するというふうな形になっております。

それと、最後3点目、視覚障害者の方の部分におきましては、今現在町の方ではご家族がおられない視覚障害者の方におきましては1名把握している部分がございます。そういう部分につきましては担当課と調整を取りまして十分説明をさせていただきまして、代理申請の説明もさせていただきまして、地元の民生児童委員さんなり、また町の証明なりとなるんですけども、その辺で代理申請ができる方の確認書類を添付していただきまして申請をしていただくということになると思っております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） DVについては先ほども言いましたように、DVを受けている配偶者が家を出ていく。それで、家を出ていったらこの支払いは世帯主に行くわけですから、そうなる本人には渡りませんよね。そうなった場合にDVの申請が認められるのかということをお聞きしたんですけど。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） 一応、DVを受けられた方からの申出書を出していただきますと、世帯主さんの部分で支給を停止することができます。それが出ない場合は世帯主さんの方に支給となってしまいますけども、DVを受けられた方に対しましてはDVを受けられたという証明、上牧町が住所地としましたら確認させていただきまして、申請書をこちらの方で受けさせていただくという形になりますので、上牧町の方から支給という形でさせていただきます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 3点については理解させていただきました。今回、先ほどからもありましたけどもチラシを配布していただいたということで、ほかのところでは少し早めの郵送が送られてきたんだとかいろいろ私の方にもありますけれども、今回、一遍にいろんな対応をしていくコロナの対応は、本当に職員さんが人数制限の中でよくやっただけだと感謝をしています。この特別定額給付金で一番ご苦勞をされた、今も作業を務めておられますけれども、一番時間をかけて郵送されて受付が始まって支払う、その期間にやはりトラブルが起きないように慎重にということで、課長からもお話をお聞きしたところですけど

も、どの辺で一番時間がかかって慎重にされているのか、その点を教えていただきたいのと、相談窓口については明確化がされていないのかなと思うんですけども、このチラシには給付金の詐欺についてということになっているんですけど、そこら辺の明確化というのはどのようにされますか。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） まず相談窓口につきましては、本日から地下会議室の方で電話対応また窓口対応、来られた方にはさせていただくようになっております。その際にですが、案内板がロビーの方に本日から出ていると思いますので、その分で対応させていただいております。それとあと、今コロナ感染症の観点から来庁いただく方々、感染拡大にならないように三密にならないような形で極力電話対応にご協力願いたいというふうにお知らせしているところでございます。

それと、初めの手間がかかった部分でございますが、まずシステムの改修につきまして、7町NR7というのがございますが、そこで調整しながら、申請書の打ち出し等に時間がかかったところがございますが、今順調に作業が進んでおります。今スケジュールの方を示させていただいておりますように、18日頃には郵送できるかなと。それで順次、各家庭の方に二、三日かけまして郵送申請書が届くというふうなスケジュールになっております。それに伴いまして、また20日頃から受付開始ができるかなというふうにご考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、課長の方から説明がありましたけれども、少しだけ補足をさせていただきますと、5月1日からオンライン申請が始まっておるんですが、なかなか皆さん入力されるのに間違いが多くあったというのが現状なんですけど、そういうふうな部分につきましては携帯電話等連絡先が書いておられるので、そこに再度職員の方から電話をさせていただいて、こういうふうな部分で口座番号が記入されておりませんかというような部分でも電話対応でさせていただいているという部分もございました。

もう1件、5月15日に1回目の支払いをさせていただくんですけど、この口座番号の入力するときにやはり間違っただめですので、その辺を慎重に入力していかなければならないという部分があり、職員の方ではその入力に少し時間を割いて、1回目の振込については時間がかかったというふうな状況でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番(富木つや子) 住民の方々は一日も早く、本当に家庭の中でいろんなご苦勞をされて、経済的にもすぐにでも頂きたいというような方々がたくさんいらっしゃいまして、そういう話をしていたら問合せが私にもあるんですけれども、SNSの方で予定の日にちとかも発信をさせていただいて、状況等もしっかりと付け加えて発信をさせていただいております。やっぱり早く早くという思いがありますので、だけれども、こういうふういろんな面で後でトラブルが起こらないようにスムーズに支払いができるように慎重に今努めてもらっていますよという話もさせていただいております。先ほど他の議員からもこのチラシについてありましたけれども、これは配布しただけですよ。例えば、片岡台の出張所とか、2000年会館とか、公的な施設のところにもやはり貼った方がいいん違うかなと。私、目につくところに貼っていただく方がいいのかなと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長(服部公英) 総務課長。

○総務課長(山下純司) 今、出張所のカウンターの方には設置しておるんですけども、それを大きくさせていただきましてポスター掲示みたいな形で貼らせていただこうと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、国から来ております定額給付金10万円と大きいポスターがございます。それを各施設の方には貼っておるところでございますが、上牧町の部分につきましてもお知らせさせていただきたいと考えております。

○議長(服部公英) 富木議員。

○7番(富木つや子) 長くなってすいません。何日頃に送られてきて何日ぐらいにももらえるやろうという、そこを住民さんは見ておられますので、そこが分かるように。あと、問合せ先等が分かるように、みんなが目につくようなところに貼っていただく方がいいかと思えます。提案しときます。

それと最後、給食費の件をお願いします。

○議長(服部公英) 教育総務課長。

○教育総務課長(丸橋秀行) それでは、議員からご質問のありました給食業者との誓約書の締結についての回答でございます。

業者との誓約書等の締結は現在していないところでありますが、業者登録という形で求めているところでございます。その登録をもって業者との給食購入をさせていただいているところでございます。購入する場合がございますが、発注書等を基に業者に購入をする提示もしているところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。実態として契約関係ということではなくて、登録という事で客観的に契約をしているような状況の、実態的にあるということ判断をされて今回このような支払いの形になったということですね。分かりました。

以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 1点だけお願いします。

歳出の7ページのさきの議員からもありましたが、オンライン授業サイトのことについてです。小・中学校の児童、生徒の家庭宛てにアンケートが配られて5月7日までに投函してくださいということで、今作業されていると思うんですけども、こちらの方の回収率というか、100%であることが望ましいんですけども、今の回収率と、そして、早速11日から始まっているということで、回収の中でもしこのことを知られない人がおられたり、回答されていない人がおられたり、システムの中でももちろんアイパッド等を持っておられる人はすぐ見れます。私も見させてもらったら、回数は100を超えたり数十回だったり、いろんな学年別にあると思うんです。その辺の漏れ落ちといいますか、まだ発信できていないところに関してのこれからのことを少しお聞かせ願えますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、アンケート結果は集計中でほぼできているんですけど、今のところ83%の回収率であります。今言ったように現在まだ見れない状況とある方が、その中では30人程度なんですけども、ただ、まだ見方によってはいろいろな問題もあると思うので、今その対策についての協議を行っているところであります。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 対策を行っていただける。当初尋ねたら、最終的にはDVDを作成して配る方法もあるんだということで、いろんな方法を考えていただいております。内容について、先ほどの議員からありましたけども、学校の先生は映っていないと。ところが、声で分かるんです。4町のいろんな担当の先生がしゃべっていただいて、児童、生徒は声である先生やこの先生や分かるので楽しく授業を受けれるかなと、僕もそういうことも受けましたので、これからそういう漏れ落ちとか、まだ発信できていない児童、生徒に対しての方法をしっかりとやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） それでは、再開いたします。



◎議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第10、議第1号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第1号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について。

令和2年度上牧町一般会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

令和2年5月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第1号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第2回）について説明いたします。

補正予算書（第2回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,883万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億9,087万4,000円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の1つとして、児童手当を受給する世帯、ゼロ歳から中学生のいる世帯に対し、臨時特例給付金一時金を支給する費用を計上させていただいております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細につきまして説明させていただきます。

まず歳入につきましては、説明書4ページの款国庫支出金、項国庫補助金、目民生費国庫補助金の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金では、対象児童に係る児童手当の受給者対象児童1人当たり1万円、合計2,500万円と、また、給付に伴います給付事務費補助金381万5,000円、合わせて2,881万5,000円を増額計上しております。款繰入金、項基金繰入金、目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の調整として財政調整基金から2万2,000円を繰り入れております。繰入れ後の基金残高は、8億1,171万4,000円となっております。

次に歳出につきましては、6ページ、款民生費、項児童福祉費、目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費で、関連費用としまして2,881万5,000円増額計上しております。款教育費、項社会教育費、目図書館費では、会計年度任用職員の旅費2万2,000円増額計上しております。

以上、今回の補正予算の概要を説明させていただきました。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第11、議第2号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(山本敏光) 議第2号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について。

令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)については、別紙のとおりである。

令和2年5月13日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長(服部公英) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長(青山雅則) 議第2号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億6,308万3,000円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、歳入予算の内容と歳出予算が同じものであるため、歳入歳出を並行して説明させていただきます。

それでは、内容についてご説明いたします。

令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書、歳入4ページ、5ページ、歳入におきまして、款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金で200万円を

計上いたします。これにつきましては新型コロナウイルス感染症に対応するため、会社等にお勤めの国民健康保険加入者の方へ傷病手当金を支給する場合の相当額を特別調整交付金として特例的に10割補助で受けるものでございます。これに併せて、歳出6ページ、7ページの款2保険給付費、項6傷病手当金、目1傷病手当金として交付金と同額の200万円を計上いたします。会社等にお勤めの国民健康保険加入者の人数については明確にはつかめておりませんが、医療分所得割に係る収入額を労働年齢である20歳から60歳の被保険者数で割り戻し、1日当たりの金額に労務に服することができない日数分を乗じて算出した1人当たりの傷病手当金支給額をおおむね12万6,000円と見込み、対象人数については奈良県におけるPCR検査の受診者数を9月まで予測し、その受診率に被保険者数を乗じて算出した人数をおおむね16人分として予算を計上いたします。

以上が今回の補正内容となります。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第12、議第3号 小中学校トイレ改修工事請負契約の締結について、

これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○**議会事務局長（山本敏光）** 議第3号 小中学校トイレ改修工事請負契約の締結について。

小中学校トイレ改修工事について次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第5号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年5月13日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

- 1、工事名 小中学校トイレ改修工事。
- 2、工事場所 北葛城郡上牧町地内。
- 3、工事期間 契約の日から令和3年1月31日まで。
- 4、工事金額 1億9,910万円（うち消費税及び地方消費税額1,810万円）。
- 5、契約の相手方 奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1、村本建設株式会社奈良本店、常務執行役員本店長、高田幸伸。

○**議長（服部公英）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○**教育部長（塩野哲也）** 議第3号 小中学校トイレ改修工事請負契約の締結についてご説明いたします。

令和2年第1回定例会において、令和元年度一般会計補正予算（第4回）として小中学校トイレ改修工事に係る予算も決議いただきました。この事業についてこのたび、入札業務も整い契約の運びとなりました。契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約内容について説明させていただきます。

まず、入札の方法は総合評価落札方式であります。

工事期間は、契約の日から令和3年1月31日までとなっております。

契約金額につきましては1億9,910万円で、うち消費税及び地方消費税は1,810万円でございます。

契約の相手先は、奈良県北葛城郡広陵町大字平尾11番地の1、村本建設株式会社奈良本店、常務執行役員本店長、高田幸伸でございます。

以上が、小中学校トイレ改修工事に係る請負契約の説明でございます。慎重審議の上、決議をいただきますようお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

木内議員。

○4番（木内利雄） 4番、木内でございます。

今ご説明がございました小中学校トイレ改修工事請負契約の締結について、若干お伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染が拡大をしております。その観点でお伺いをするものでございます。この議案書に書いてあるとおり、工事期間が契約の日から令和3年1月31日となっておりますが、特にお伺いしたいのは今日まで各学校で同様の工事をしてきました。これは主に夏休みに主たる工事をしたと思っておるんですが、それはいかがでしたでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 夏休みを中心に、子どもの授業に差し支えないようにやってきました。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） そこで、今回もそのような今までと同様に夏休みに主たる工事を行うかどうか、まずお伺いをいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） まず、この入札につきましてのホームページでの公告を4月7日に行いました。その時点では、まだこのコロナに対しての学校閉鎖等が定かでない時期ではありました。それで、5月までの間に業者からも工期についての問合せはありました。今、各学校の夏休みについても、今月いっぱいまでまだ休みのこの状況の中で何らかの短縮なり考えていかないととは考えていますが、今その答えが出ていないときであります。その部分も業者との協議を今後も重ねるといことで、業者が納得してこの入札を受けたことになっております。そういうことで一応、夏休みの期間が短縮される、どのくらいされるかは分からないんですけども、その部分で学校を使わない部分を基本に、またその後の土、日、祝日、また冬休み等も今のところ年頭に置いて、業者との協議の中進めていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） まず確認をしておきたいんですが、夏休みの授業は現時点でどのようにお考えになっているのでしょうか。分かっている範囲で答弁をいただきたいと思います。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 先だつての議員説明会にも話をさせていただきましたが、今、郡内4町でその協議を進めておるところでございます。おおむねこの場でまだ何日から何日までということは、具体的な中身はなかなかまだお伝えすることができないんですが、やはり学力保障ということも含めましてかなりの割合で夏季休業中に授業日を設けていかななくてはならないと考えております。また、本町におきましては、本年度より夏季休業を1週間前倒しにしておりますので、その部分も除いての日数となっていくと思います。7月21日から8月24日までが本町での正式な夏季休業となっておりますので、その中でどれだけの授業数を確保していくのか。また、まだ再開をめどに今考えておるところなんですが、6月1日から授業がもしか再開されたとなった場合に、今まで3月からまた5月末日までの授業時数のカウント、どの教科がどの学年でどれだけ不足しているのかということを確認をしていきながら、その部分のことも総合的に考えていきながら、夏季休業中の日程も調整をしていきたいと、今そのように考えております。来週、度々開いております郡の教育長会も再度開かせていただいて、その辺の部分少し詰めていくことができるのかなと、今のところ考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） 今のところはこの感染度合いがどのようになるか分からへんで、具体的に夏休みをどれだけ短縮するのかということのも答弁しにくいかなとは思っているところでございます。そこで、業者は一定の日数が要るんですね。当然、授業をしとったら工事に入れない工事がほとんどです。ここに令和3年1月31日までとなつとるんですが、夏休みの授業を持つ持たんによっては、この1月31日というのはかなり変更せざるを得んような状況かと思うんですが、そこら辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、議員のおっしゃられるとおり、日程的にかなり難しくなる部分もあると思われまふ。まず今のところすぐその答えが出ないんですけども、当然3月31日までが今年度になりますので、そこまでの間でできる範囲で業者との日程を詰めさせていただいて、延ばす場合はまた議会の承認を得たいと思っております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○4番（木内利雄） その部分まではお聞きしておきます。それで、あと、作業員が学校内に

入ってくるわけですよ。このときゼネコン、ここでは村本建設株式会社さんですけども、ゼネコンがきちっと作業員一人一人の検温、それと健康管理、そこら辺をチェックシートをきちっとさせて、作業員から職員、または児童、生徒に感染しないようにしっかりと管理をされるように、ゼネコン、村本建設株式会社にしっかりと申し伝えてほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そのようにさせていただきます。

○4番（木内利雄） 以上でございます。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 9番、遠山です。1点質問させていただきます。

今回、契約の相手方が村本建設株式会社奈良本店ということです。私、この請負契約の締結の議題のときには必ず下の入札開示結果を見させてもらうんですけども、5月8日に開札されましたけども今日現在まだ掲示されていないですね。掲示されていないのはなぜかなど。掲示されていたらいつも何社でというのはそこを見たら分かるので質問をしないんですけど、掲示をされていないので聞かせてもらいたいと思います。その辺り教えていただけますか。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） 開札録につきまして、ロビーの方にはまだ掲示していないのが実情でございます。5月8日にございました開札の結果でございます。応札業者は1社でございます。この議案に出ています村本建設でございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） これだけ大きな工事を一斉に工事をすると思ったら、僕、総合評価落札方式の問題点というわけではないんですけど、1社しかなかなかということはあるんですけども、できれば今後のお願いですけれども開示結果、多分議員の皆さんは見ると思うんですね。この表示が出るので、必ず審議の前には掲示をお願いしたいと思います。

それともう1点ですけども、先ほど木内議員から詳細にスケジュールの質問していただきましたけども、ホームページで工事の見通しというのは入札情報で出ていまして、令和2年12月までと書いてあったのが、実際開示で3年の1月となったので、恐らくそれを見越して1か月延ばしたんじゃないかなと思ったんですけども、そうではなくてこれからさらに遅れるということですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 遅れるということは分からないんですけども、ただ、あくまでも入札をかけた時点で4月7日からということなので、その時点では夏休みがこのようになるという予測がされていなかったの、夏休みの工事がどれだけできるかによってまだ延びていくということで、3月までになることもあるということで説明させていただきました。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○9番（遠山健太郎） 分かりました。ホームページを見て、入札情報のところに令和2年の工事発注見通しというものに開示されているやつの中では、このトイレ改修工事は令和2年12月終了予定みたいを書いてあったので、で、実際見たら1月末だから、夏休みのことを見越して1月延ばしたんだなと思ったんですけど、そうではないということで理解しましたので、先ほど木内議員が詳しく質問をしていただいたので、その辺りしっかり学校と、いつも僕は言いますが、学校の工事については学校関係者と十分協議していただいて、生徒たち、あと、先生たちの支障のないように工事をお願いしたいと思います。その辺りいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） この議会が終わったら、早急に学校との協議の時間を持とうと考えております。

○9番（遠山健太郎） 以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

石丸議員。

○10番（石丸典子） 石丸典子です。1点お伺いします。

小中学校トイレ改修工事ということで、工事期間約8か月間ということで見込まれていますがけれども、他の自治体でもトイレの改修等工事を行われるところにおいて教育委員会の方から不安が出されている問題で、改修に必要な部品が手に入るのか心配されるという事項を目にしたんですけども、この点は大丈夫ですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） その点については心配はありますが、まだ業者の方からその部分について何の話も出ていないので、多分業者は入札を受けた時点で用意できるという考えだと思っております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 分かりました。工期は令和3年1月31日までということでしっかり進めていただけますように、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時24分

○副議長（牧浦秀俊） それでは、再開いたします。

議長、服部公英君から議長辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第13として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第13として議題といたします。

服部君の退場を願います。

(1 2 番 服部公英 退場)



◎議長の辞職の許可について

○副議長（牧浦秀俊） 追加日程第13、議長の辞職の許可について。

議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長（山本敏光） 令和2年5月13日。

上牧町議会副議長、牧浦秀俊殿。

上牧町議会議長、服部公英。

辞職願。今般、一身上の都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○副議長（牧浦秀俊） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

服部君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

よって、服部君の議長の辞職を許可することに決しました。

服部君、入場願います。

(1 2 番 服部公英 入場)

○副議長（牧浦秀俊） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第14として選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（牧浦秀俊） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第14として議題といたします。



◎議長選挙について

○副議長（牧浦秀俊） 追加日程第14、議長選挙について。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と言う者あり）

○副議長（牧浦秀俊） 投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（牧浦秀俊） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、上村議員、5番、竹之内議員、7番、富木議員の3名を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

（投票用紙配付）

○副議長（牧浦秀俊） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（牧浦秀俊） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○副議長（牧浦秀俊） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

議席の1番の方から順番に投票をお願いいたします。

（投票）

○副議長（牧浦秀俊） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（牧浦秀俊） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長(牧浦秀俊) それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、服部君12票。

以上のとおりであります。

この選挙における法定得票数は3票であります。よって、服部君が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○副議長(牧浦秀俊) ただいま議長に当選されました服部君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

議長に当選されました服部君より、議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

服部君。

(12番 服部公英 登壇)

○12番(服部公英) 皆さん、本当にありがとうございます。この日本、今、コロナウイルスで非常事態宣言が出ており大変苦しんでおる、世界中が苦しんでいる中、上牧町議会といたしましても上牧町の住民のために、町政のために一丸となって臨んでいきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。(拍手)

○副議長(牧浦秀俊) 議長が選ばれましたので、議長と交代いたします。

議事運営に協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時37分

○議長(服部公英) 再開いたします。

副議長、牧浦秀俊君から副議長辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第15として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第15として議題といたします。
牧浦君の退場を願います。

（1番 牧浦秀俊 退場）



◎副議長の辞職の許可について

○議長（服部公英） 追加日程第15、副議長の辞職の許可について。

副議長の辞職願を職員に朗読させます。

○議会事務局長（山本敏光） 令和2年5月13日。

上牧町議会議長、服部公英殿。

上牧町議会副議長、牧浦秀俊。

辞職願。今般、一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○議長（服部公英） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

牧浦君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、牧浦君の副議長の辞職を許可することに決しました。

牧浦君、入場願います。

（1番 牧浦秀俊 入場）

○議長（服部公英） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第16として選挙を行いたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第16として議題といたします。



◎副議長選挙について

○議長（服部公英） 追加日程第16、副議長選挙について。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「投票」と言う者あり）

○議長（服部公英） 投票という声がありましたので、選挙は投票により行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（服部公英） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。

3番、上村議員、5番、竹之内議員、7番、富木議員の3名を指名いたします。よろしく
お願いいたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効といたします。

（投票用紙配付）

○議長（服部公英） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（服部公英） 異状なしと認めます。

これから投票を行います。

議席1番の方から順番に投票をお願いいたします。

（投票）

○議長（服部公英） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人の方、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(服部公英) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、遠山君12票。

以上のとおりであります。

この選挙における法定得票数は3票であります。よって、遠山君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(服部公英) ただいま副議長に当選されました遠山君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき当選の告知をいたします。

副議長に当選されました遠山君より、副議長当選承諾並びに就任の挨拶をお願いいたします。

遠山議員。

(9番 遠山健太郎 登壇)

○9番(遠山健太郎) 改めまして、先ほどの投票によりまして副議長にさせていただくことになりました遠山健太郎と申します。まずは就任承諾させていただきます。本当にありがとうございます。

さて、町政運営において行政と議会というのはまさに両輪だと言われていています。私、副議長に就任した暁には議会運営に議長、副議長が両輪となって、議員12名の皆様全員がより議会運営しやすいように身命を賭して役職邁進していくつもりであります。また、先ほど新議長の所信表明でもありましたけれども、今年は新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして様々な議会運営、今まで経験したことがないような議会運営を強いられることになると思います。ここにつきましても議長と十分相談をしながら、常に情報発信、情報共有に努めて、議会基本条例に倣った議会運営に努めていきたいと思っておりますので、議員の皆様、ぜひとも今年1年間ご協力をお願いしたいと思っております。一生懸命頑張りますので、どうかよろしくお願

いします。ありがとうございました。(拍手)

○議長（服部公英） どうもありがとうございました。

それでは、ここで休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時32分

○議長（服部公英） それでは、再開いたします。

お諮りいたします。

常任委員の任期が満了となりますので、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第17として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第17として議題いたします。



◎常任委員の選任について

○議長（服部公英） 追加日程第17、常任委員の選任について。

常任委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第2項の規定により選任を行います。

お諮りします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（服部公英） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員の選任につきましては議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第2条に規定されておりますので、念のため申し添えます。

総務建設常任委員に、牧浦議員、上村議員、木内議員、富木議員、東（ひがし）議員、服部議員、以上6名を、文教厚生常任委員に、東（あずま）議員、竹之内議員、吉中議員、康村議員、遠山議員、石丸議員、以上6名をそれぞれ選任いたします。ただいま各常任委員を選任いたしましたので、各常任委員会におかれましては委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

お諮りします。

議会運営委員の任期が満了となりますので、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程18として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程18として議題といたします。



◎議会運営委員の選任について

○議長（服部公英） 追加日程第18、議会運営委員の選任について。

議会運営委員の任期が満了となりますので、委員会条例第7条第2項の規定により選任を行います。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（服部公英） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任につきましては議長一任と決しました。

それでは、私の方から指名いたします。

なお、定数につきましては、委員会条例第4条の2第2項に規定されておりますので、念のために申し添えます。

議会運営委員に、牧浦議員、竹之内議員、吉中議員、富木議員、康村議員、東（ひがし）議員、以上6名を選任いたします。

ただいま議会運営委員を選任いたしましたので、議会運営委員会におかれましては委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

この際、IT会議、広報委員会につきましても、他の委員会同様選任したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

委員の選任について、どのような方法にすればよろしいですか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（服部公英） 議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、委員の選任につきましては議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から指名いたします。

IT会議に、牧浦議員、木内議員、竹之内議員、富木議員、遠山議員、東（ひがし）議員、以上6名を選任いたします。

広報委員に、牧浦議員、東（あずま）議員、上村議員、竹之内議員、康村議員、遠山議員、石丸議員、以上7名を選任いたします。

ただいま選任いたしました委員会におかれましては、委員長及び副委員長を互選の上、私の方に報告をお願いいたします。後ほど発表させていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時38分

○議長（服部公英） それでは、再開いたします。

先ほど選任いたしました常任委員会、議会運営委員会、広報委員会の委員長・副委員長を

互選していただきましたので、発表いたします。

総務建設委員会委員長、牧浦議員。副委員長、上村議員。

文教厚生委員会委員長、竹之内議員。副委員長、東（あずま）議員。

議会運営委員会委員長、康村議員。副委員長、富木議員。

I T会議キャプテン、東（ひがし）議員。副キャプテン、竹之内議員。

広報委員会委員長、竹之内議員。副委員長、上村議員。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

常任委員会については委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から閉会中も継続して調査したいとの申出があります。この申出を日程に追加し、追加日程第19として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの継続調査の申出を日程に追加し、追加日程第19として議題にすることに決定いたしました。



◎常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について

○議長（服部公英） 追加日程第19、常任委員会及び議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査について、これを議題といたします。

常任委員会については委員会条例第2条の規定に基づく所管事務について、議会運営委員会については議会運営について、会議規則第74条の規定により、各委員長から閉会中も調査が終了するまで継続して調査したいとの申出があります。この申出のとおり、所管事項の調査について、閉会中も継続して調査することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会及び議会運営委員会の各委員長からの申出どおり、所管事項の調査については、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第20として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

よって、議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第20として議題といたします。

◇

◎議席の変更について

○議長(服部公英) 追加日程第20、議席の変更について、これを議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を行います。

1番、遠山議員、2番、東(あずま)議員、3番、上村議員、4番、牧浦議員、5番、竹之内議員、6番、吉中議員、7番、富木議員、8番、康村議員、9番、木内議員、10番、石丸議員、11番、東議員、12番、服部議員、以上のおり変更いたします。

なお、本臨時会はただいまお座りの議席のままといたします。次期会議までに事務局の方で名前の差し替えをお願いいたします。

お諮りします。

議員の派遣について日程に追加し、追加日程第21として議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてを日程に追加し、追加日程第21として議題といたします。

◇

◎議員の派遣について

○議長(服部公英) 追加日程第21、議員の派遣について、これを議題といたします。

本件については、議会議員が行政分野にわたりより専門的な知識を習得し、町民福祉の向上に寄与することを目的としています。令和2年度において、会議規則第73条、第127条及び

上牧町議会議員研修及び行政視察の実施に関する要綱第3条に基づき、先進諸都市等、また研修会等に町議会議員を派遣したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

よって、本件については、令和2年度当町議会議員を先進諸都市等の視察及び研修会に派遣することに決定いたしました。

お諮りします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合同規約第6条の規定による組合議員の任期が満了となるため、山辺・県北西部広域環境衛生組合同議会議員の選出について、これを日程に追加し、追加日程第22として議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

よって、山辺・県北西部広域環境衛生組合同議会議員の選出についてを日程に追加し、追加日程第22として議題といたします。



◎山辺・県北西部広域環境衛生組合同議会議員の選出について

○議長(服部公英) 追加日程第22、山辺・県北西部広域環境衛生組合同議会議員の選出について、これを議題といたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合同規約第5条第1項の規定により、組合議員の選出を行います。

お諮りします。

組合議員の選出について、どのような方法にすればよろしいですか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(服部公英) 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

よって、山辺・県北西部広域環境衛生組合同議会議員の選出につきましては議長一任と決定いたしました。

それでは、私の方から指名いたします。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員として東（ひがし）議員を指名したいと思いません。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、東（ひがし）議員が山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（服部公英） 以上で、本臨時会の会議に付託された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。



◎町長の挨拶

○町長（今中富夫） 全議案議決、承認をいただきまして、ありがとうございます。この議会中に、臨時交付金等につきましても皆さん方から貴重なご提案、ご意見をいただいております。それをできるだけ反映をさすように、みんなで知恵を絞りながら酌み上げていきたいというふうに考えておりますので、この後もよろしく願いをいたします。

それと、先ほど議長、副議長選挙におきまして、服部議長、それと遠山副議長、ご当選、誠におめでとうございます。各常任委員会の委員の選任もスムーズに行われました。また、これからその委員で議会をしっかりと盛り上げていってもらうわけですが、我々も

事前に皆さん方に説明をしながら、行政、議会が共にしっかりと議論ができて歩めるように努力をしておりますので、引き続きよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

それと、コロナウイルスの関係でございますが、明日、国の方から緊急事態宣言の解除、それと併せて特定警戒都道府県の一部解除がなされるであろうというふうに今マスコミ等でも報道をされております。確かに感染者数もかなり減ってはきておりますが、今、中国、韓国、ドイツというようなテレビ等の報道を見てまいりますと、またかなり感染者が増えてきているというようなことも報道をされております。油断をしますと、皆、今抑圧されているわけでございますので、これが解除されるということになりますと一気にいろんなところに出かける、飲みにも行く、歌も歌いに行く、劇場にも足を運ぶ、いろんなことをみんな待ちに待っておられるわけでございますが、それがまた第2波、第3波になっていくのではないのかなというふうに大変危機感を感じております。我々もできるだけ住民の方々に解除はされるけれども、引き続き三密を避ける、マスクをする、手洗いをする、そういう習慣を引き続きおやりいただきたいというふうに思います。また、そういう広報もしっかりとやらせていただきたいというふうに考えております。

いずれにしても緊急事態、奈良県知事が今月いっぱい引き続きおやりになるという考え方でございますので、今日質問にも出ておりましたが、6月から学校の再開、これも考えられていくのではないのかなというふうにも思います。ただ、安心はできませんので、みんなで注意をしながら上牧町でコロナウイルスが蔓延しないように、しっかりと我々もやっていきたいというふうに考えておりますので、議員の皆さん方の引き続きのご協力、ご理解をお願い申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(服部公英) これをもちまして、令和2年第2回上牧町議会臨時会を閉会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 服 部 公 英

署 名 議 員 木 内 利 雄

署 名 議 員 竹 之 内 剛